

III 研究ノート III

ドイツ信託公社による民営化の法的基礎 —— 信託公社定款に定める民営化 (2) ——

古川 澄明

はじめに

1. 信託公社定款 (以上, 第 58 巻第 1 号)
 2. 信託法施行令
 3. 信託法と民営化の現実
- おわりに (以上, 本号)

2. 信託法施行令

信託法施行令は、その発布の旨が信託法第24条第4項で定められており、それに従って、東ドイツ閣僚評議会により、1990年8月15日の第1号信託法施行令から、同年9月18日の第5号まで、全部で5つの信託法施行令が公布されている。それらは、東ドイツの鉱工業分野の全国営企業だけでなく、農林水産業分野の企業、さらに人民軍資産や国家保安省資産の民営化や、また国営企業が利用してきた土地の民営化などを実情に即して実施するために、取扱いを定めている。以下、信託法で分権的組織構造を形成して民営化事業を遂行するとした条規についての施行細則を含めて、施行令で民営化が具体的にどのように規定されたのかを検討することにする。

(1) 第1号信託法施行令 (1990年8月15日作成, 8月22日発効)

この第1号施行令¹³⁾は東ドイツ閣僚評議会によって作成され、信託法¹⁴⁾

- 13) Erste Durchführungsverordnung zum Treuhandgesetz vom 15 August 1990 (GBL.I, Nr.53, S.1076), in: Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Band 1, 1994, S.214.
- 14) Gesetz zur Privatisierung und Reorganisation des volkseigenen Vermögens (Treuhandgesetz) vom 17. Juni 1990 (GBL.I, Nr.33, S.300).

(1990年6月17日)に定められたところの、従前の国営企業の改組によって生まれた資本会社の持分(株式ないし出資持分)を信託株式会社へ割当てる規定(第7条第3項)と施行令公布規定(第24条第4項)に基づいて、以下のような施行細則を通達している。

民営化は分権的組織で実現されるべきものと規定され、その任務を委任される信託株式会社は、民営化の実現のために信託法に従って円滑な任務達成に寄与するものとする(第1条第1項)。信託株式会社は信託公社定款¹⁵⁾(本稿前段で検討済み)の付則に従って区分されるものとする。信託公社の管理評議会は、企業の民営化、再建および構造適合の任務の遂行において、資本会社の配分(Zuordnung)および、信託株式会社の数と構造に関して、実務的に必要な適用と変更を決定する権限を与えられるものとする(同第2項)とした。つまり、どの信託会社がどの資本会社の株式ないし出資持分を保有すべきかや、信託会社の数と構造については、公社管理評議会の決定権限に属する事項と規定したのである。

続いて、個々の信託株式会社には、それらの会社に公社管理評議会から信託法第7条第3項(上記)に従って配分されるべき資本会社持分が信託的所有のために移譲されるものとする。信託株式会社は、それらの会社によって保有される出資持分に対する出資者権(Gesellschafterrechte)を、自らの名のもとに、信託公社の利害を代表して行使するものとする(第2条)。つまり、国営企業の改組で生まれた資本会社の持分は信託公社から信託会社へ移譲され、信託会社は保有する出資持分に対する出資者権を公社に代わって行使するとしたのである。これは、中央集権的組織ではなく、分権的組織を介して民営化事業を遂行するとした信託法の条規を反映している。

次に、出資持分の信託的管理にさいしての信託株式会社の任務、権利および義務は、個別的に、それらの会社の定款および、信託公社と信託株式会社の間で締結されるべき信託契約(Treuhandvertrag)において定められるものとする(第3条)とした。つまり、至極当然の事であるが、信託会社は定款を設けて出資持分の信託的管理に関して定め、また公社と信託会社との間

15) Satzung der Treuhandanstalt vom 18.Juli 1990 (GBl. I, Nr.46, S. 809).

で信託契約を作成し、それを締結して業務に従事すべきであるとしたのである。最後に、本通達は公表をもって発効するものとするとした。本施行令は1990年8月22日に発効している。

(2) 第2号信託法施行令(1990年8月22日作成, 30日発効)

この第2号施行令¹⁶⁾は、東ドイツ国家人民軍資産の民営化にあたっての取り扱いを通達している。同施行令は、民営化事業遂行に対する閣僚評議会の責任とそれに関する同評議会の人民議会への活動報告義務を定めた信託法条規(第1条第2項)に基づいて、武装解除・防衛省¹⁷⁾の法主体の手にある選別された土地、建物および建築設備の民営化と、選別された防衛技術の利用を規定する(第1条第1項)。この規定は、法律や他の法規定に基づいて土地、建物および建築設備を州、群および市町村へ移譲することには及ばないものとする(同第2項)。同省は東ドイツの西ドイツへの加入の日までに、軍事目的にはもはや必要とされない防衛技術ならびに土地、建物、建築設備を選別しなければならない(以下、選別軍事資産)(第2条第1項)。同資産は信託公社に移譲されなければならない(同第2項)。同資産の移譲は第1項に従った選別に関するその都度の決定によって行うものとする(同第3項)。民営化と利用を目的とする移譲は第1項で定められた時点後にも実施されることができる(同第4項)。信託公社は、公社に移譲を受けた選別軍事資産を民営化し、利用しなければならない(第3条第1項)。同資産の民営化は売却

16) Zweite Durchführungsverordnung zum Treuhandgesetz vom 22 August 1990. (GBl. I, Nr.56, S.2160), in: Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Band 1, 1994, S.233-235.

17) 東ドイツの国家人民軍(Nationale Volksarmee:NVA)を統轄した国防省(Ministerium für Nationale Verteidigung:MfNV)は、東ドイツ史上で初めての自由総選挙によって誕生した文民政権であるデメジエール政権下で、1990年4月18日に武装解除・防衛省(Ministerium für Abrüstung und Verteidigung:MfAV)と改称、再編成され、ドイツ再統一(10月3日)に伴って解散した。人民軍は連邦軍に吸収され、兵員の一部と軍備の一部が連邦軍に移り、新規雇用契約と新規階級を受け取ったといわれる(Vgl. Ove Ovens: *Die Nationale Volksarmee der DDR zwischen "Wende" und Auflösung. Der Untergang der NVA im Lichte des Zusammenbruchs der DDR*. Diss., Universität Regensburg, 2003; *Vertrag zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik über die Herstellung der Einheit Deutschlands (Einigungsvertrag)*). Ausfertigungsdatum: 31.08.1990, BGBl. 1990 II S. 889, Anlage I Kapitel IX Geschäftsbereich des Bundesministers der Verteidigung, Goldmann Verlag, 1990)。

(Veräußerung) を通じて行われるものとする。そのさいに、市場の要求に対する経済の構造適合と転換の利益が優先的に促進されなければならない。防衛技術の利用は売却、破棄、あるいは民生的利用への置換を通じて行われるものとする(同第2項)。同資産の民営化と利用から得られる利益は人事上や技術上の転換、軍事的に利用された同資産の再開発と廃棄処理、軍需生産能力の再構築のために優先的に利用されなければならない。収益の利用は信託法第5条(収入と利用)に従うものとする(第4条)。信託公社は同資産の民営化と利用のために必要な構造を創出し、武装解除・防衛省との調整の上で合目的な組織形態を確保しなければならない(第5条)。本通達は公表をもって発効するものとするとした。最後に、閣僚評議会議長デメジエールと武装解除・防衛相エッペルマン(Eppelmann)の記名がある。本施行令は1990年8月30日に発効している。

(3) 第3号信託法施行令(1990年8月29日作成, 9月4日発効)

この第3号施行令¹⁸⁾は、信託法に定める閣僚評議会(政府)の民営化責任条規(信託法第1条第2項)と農林業での民営化条規(同第6項)に従って、営林業・内陸水産業・畜産業資産の民営化にあたっての取り扱いについて通達している。

信託公社は、人民所有財、国の営林企業(Fortwirtschaftsbetriebe)、営林施設・署、国の内陸水産企業、国の馬飼育場・馬種蓄管理部・競馬企業(Rennbetriebe)、産業的動物飼育(industrielle Tierproduktion)コンビナートの企業ないし、既に分割された企業の資産を暫定的な信託管理に委ねるものとする(第1条)。本令第1条に従った同上経済単位の州および市町村への移譲が予定されていない限りで、信託法にもとづいて民営化を行うものとする(第2条)。協同組合あるいは個人(Einzelpersonen)の占有(Besitz)にある人民所有農林業利用地所(土地)に対する所有権は、「農業で利用される人民所有地の、協同組合、協同組合員およびその他の市民への、所有権移譲およ

18) Dritte Durchführungsverordnung zum Treuhandgesetz vom 29 August 1990, (GBL.1, Nr.57, S.1333), in: Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Band 1, 1994, S.236-238.

び賃貸に関する1990年7月22日の法律¹⁹⁾」に従って、信託公社の信託的管理へ移譲されるものとする(第3条)。信託公社は、農林省と調整して、農林業の分野における人民所有財産価値の把握、民営化および再編成のための必要な前提を確保し、信託法(第1条第6項)との合致において、信託公社において同前提のために必要な組織構造を生み出さなければならないとした。公表により発行(第5条)、閣僚評議会、とある。本施行令は1990年9月4日に発効している。

(4) 第4号信託法施行令(1990年9月12日作成, 9月4日発効)

この第4号施行令²⁰⁾は、信託法第1条第2項(上記)に従って、国家保安省(Ministerium für Staatssicherheit / 1989年11月17日に国家保安局 Amt für Nationale Sicherheitへ改称、俗称シュタージStasi)の資産についての民営化の在り方を通達したものである。それによれば、法主体の手中にある、あるいは占有されている土地、建物および建築設備を含めて、信託公社へ委譲されるものとする。1989年10月1日から本施行令発効までの期間に社会的および公共的目的で他の法主体に委譲されている資産は、それから除外される(第1条)。同条に則る資産は、信託法に従って信託公社によって民営化される。そのさい、州ないし、群、市町村の、それらの任務の擁護のために必要である資産請求が顧慮されなければならない(第2条)。「信託公社は国家保安局の解散のための委員会」(Komitee zur Auflösung des Amtes für Nationale Sicherheit)と調整して、資産価値の引受けのための必要な前提を生み出さなければならない(第3条第1項)。信託公社への資産引渡しは1990年9月30日までに終了されなければならない(第3条第2項)と定めた。本施行令は当初

19) Gesetz über die Übertragung des Eigentums und die Verpackung volkseigener landwirtschaftlich genutzter Grundstücke an Genossenschaften, Genossenschaftsmitglieder und andere Bürger vom 22. Juli 1990, (GBl. I, Nr. 49)。因みに、国有の財や農林業企業の、州や市町村への移譲に関する法律: Gesetz über die Übertragung volkseigener Güter, staatlicher Forstwirtschaftsbetriebe und anderer volkseigener Betriebe der Land- und Forstwirtschaft in das Eigentum der Länder und Kommunen vom 22. Juli 1990 (GBl. I, Nr. 49)。

20) Vierte Durchführungsverordnung zum Treuhandgesetz vom 29 August 1990, (GBl. I, Nr. 60, S. 1465), in: Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Band 1, 1994, S. 240-251.

1990年9月18日に発効しているが、9月20日の統一条約²¹⁾によって一部（下記第2条）が削除されている。

(5) 第5号信託法施行令（1990年9月12日作成，9月18日発効）

この施行令²²⁾は、合目的な企業構造のための人民所有財産の迅速な再編成とその解体について、信託法の民営化責任条規（第1条第2項）に従って、以下のことを通達するとしている。

本施行令は人民所有経済登記簿に登録された人民所有コンビナート、企業、施設およびその他の法的に独立した経済単位（以下、すべて経済単位）に対して適用される（第1条第1項）。人民所有財産の法主体が管理総局を含む郵便、国営鉄道、運河管理局、公道管理局および他の国家企業（Staatsunternehmen）である限り、この施行令は同財産には適用されない（同第2項）。1990年6月30日に利用契約に基づいて事業で必要な用地を、主に、また一時的ではなしに利用してきた経済単位は、1990年6月30日の発効をもって、信託法の土地移転条規（第1条第2項）の趣旨に従って、法主体と同格に扱うものとする（第2条第1項）。経済単位によって、法主体性で、また無期限の利用契約にもとづいて経営される人民所有地は、1990年6月30日までは、利用契約の中で明記されている範囲で、分割されたものとみなされる（同第2項）。利用者が1990年12月31日までに従来の法主体に土地所有権移転の権利（本施行令第2条）を示さなかった場合には、同権利は失効する（第3条）。土地の分割ないし譲渡は旧法主体と利用権利者との間の譲渡／譲受記録に基づいて行われるものとする。記録は以下のことを含むものとする：

①本施行令によって分割される土地の土地登記台帳記録、②新しい土地境界の正確な線引きがそこから生まれる分割腹案、③利用権利者によって利用される建物と設備の正確な記載：未解決の財産法上の請求の件に対する、統

21) Gesetz zum Vertrag zwischen der Deutschen Demokratischen Republik und der Bundesrepublik Deutschland über die Herstellung der Einheit Deutschlands - Einigungsvertrag - vom 31. August 1990 (Verfassungsgesetz) Vom 20. September 1990 (GBl. I S. 1627).

22) Fünfte Durchführungsverordnung zum Treuhandgesetz vom 12 September 1990, (GBl. I, Nr.60, S.1466), in: Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Band 1, 1994, S.241, 258-259.

一条約発効日までのそれらの土地と施設の価値評価を含めて、④旧法主体によって分割によりもはや利用ないし活用されえない建物と設備の売買、⑤利用契約の遂行から生まれる他の必要な協定、⑥譲渡／譲受の法的効力の期日。

利用権利者は譲渡／譲受記録の提示のもとに、部分用地が測量され、測量結果が土地登記簿を含めて地所記録に収録されることを命ずるものとする（第4条第2項）。信託公社が資本参加している企業での争いは同公社によって調停される。それにより、訴訟には言及をしないものとする（第5条）。本施行令は公表をもって発効するものとする（第6条）。最後に閣僚評議会と明記されている。

(6) 小括

以上において、5つの信託法施行令を検討した。そこでは、民営化を信託株式会社を介した分権的組織体制において実施することの他、信託法の中では具体的に取扱いが定められていない特殊資産について規定され、同法を補完するものとなっていた。

3. 信託法と民営化の現実

信託法では、信託株式会社を介して民営化を実現することが定められていた。しかし1990年6月3日に閣僚評議会によって信託公社管理評議会議長に任じられ8月29日に公社総裁に就任した西ドイツの敏腕経営者ローヴェーダー²³⁾ (Detlev Karsten Rohwedder, 1932-1991, SPD: 写真1) は信託株式会社を不要とする立場を取り、現実に信託株式会社を設ける政策を採らなかった。信託法の中の株式会社設立条規（第7条）は、1991年3月22日の法律²⁴⁾によって、「信託公社は信託株式会社を介した分権的組織構造においてその任務を実現することができる」と改正された。その直後の4月1日、ロー

23) ローヴェーダーは、1991年4月1日、信託公社総裁在任中にテロリストの凶弾に倒れ、同年4月13日に総裁代行を務めていたプロイエル女史が後任総裁に就任し、1994年12月末の公社任務完了まで民営化事業を指揮した（ローヴェーダーの略歴については、vgl. Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Band 1, 1994, S.A24)。

24) Gesetz zur Beseitigung von Hemmnissen bei der Privatisierung von Unternehmen und zur Förderung von Investitionen Vom 22. März 1991, BGBl. I, S.766.

ヴェーダー総裁自身は志半ばにしてテロリストの凶弾に倒れた。後任総裁には、総裁代理であったブロイエル女史 (Birgit Breuel, 1937-, CDU: 写真2参照) が就任した。新総裁もまた信託株式会社を設けることはなかった。では、一体なぜ信託法では信託株式会社を介した民営化が構想されたのであろうか。そもそも信託法では、なぜ民営化を行う事業組織は分権的組織構造を採らなければならない、とされたのであろうか。また信託法の中で信託株式会社を介して民営化事業を進めるものとされた条規の存在にも拘わらず、なぜローヴェーダー総裁は信託株式会社を設けないと決定したのであろうか。この問題に少しばかり考察を加えておくことにする。



写真1 信託公社総裁デトラー・ローヴェーダー

出所: Bundesarchiv_Bild_183-1990-0821-025_Detlev_Rohwedder,_
Präsident_der_Treuhandanstalt.jpg



写真2 ブロイエル女史

出所: <http://www.dhm.de/lemo/objekte/pict/Wege>
InDieGegenwart_photoBirgitBreuel/index.html

(1) 信託公社と西ドイツUBGモデル

民営化の方法については、すでに別稿で検討した通り、信託法の法案策定過程において、東西ドイツ双方から民営化事業組織について数多くの討論案 (discussion paper) が出され、熱い議論が重ねられている。議論の争点の一つは、どのような事業組織形態を生み出すことによって民営化事業を遂行するのかにあった。二つの提唱が議論の着実に影響を及ぼしたといわれる。その一つ、西ドイツ側から連邦首相官房と連邦経済省が共同起草した「ボン・コンセプト」では、信託機関は公的機関の形態ではなく、信託株式会社の組織形態を採るべきであることが提案されていた。もう一つ、二人の法学者と一人の銀行家の作業グループが作成した「ビーレフェルト・コンセプト」では、人民所有財産権を握る複数の持株会社を創設し、これを介して民営化を実施し、持株会社の株式を保有する信託公社を設けるべきことが提唱されていた。双方に共通した力説点は、国策上や競争政策上の権力集中が起こることを回避しなければならないとする点にあった。そのために信託機関と国家機関を明確に分離することという点では、論点が一致していた²⁵⁾。信託法制定論議に先立つ3ヶ月前に東ドイツ政府 (閣僚評議会) によって「信託公社設立令」(1990年3月1日) が作成され施行されていたが、その中でもこの考え方が底流にあった。国家権力による中央集権的な経済・産業統制を忌避するそうした思想は、東ドイツで起こった民主化要求運動が「ベルリンの壁」崩壊 (1989年11月) へと高揚していくなかで体制否定的な感情から情操へと醸し出されていったものである。それは、西ドイツの人々とも共有できる思想でもあった。

信託法の中に盛り込まれた信託株式会社に関する条項には、上述のような思想的動機が脈動していたのである。しかしながら、ローヴェーダー総裁は信託株式会社の設立を見送った。理想は現実のフィードバックを受けて修正を余儀なくされたということになるのであろうか。

信託公社が刊行したドキュメントの中に、信託株式会社設置論議の一つ

25) 「ボン・コンセプト」と「ビーレフェルト・コンセプト」については、拙稿「ドイツ信託公社による民営化始動への序曲 — 東ドイツ最終政権の選択 — 」『山口経済学雑誌』第57巻第4号、2008年11月を参照のこと。

として、西ドイツで1986年に設けられた「資本参加会社」(Unternehmensbeteiligungsgesellschaft : UBG²⁶⁾) 制度をモデルとすべきとする信託機関 (Treuhandanstalt²⁷⁾) 組織構想案 (ディスカッションペーパー²⁸⁾, 以下, 討論文) が収録されている。この討論文に, 信託株式会社構想の思想的由来の一端を尋ねてみることにする。

同討論文によれば, 西ドイツでは, 1970年代初めに, 連邦持株会社 (Bundesholdinggesellschaft) の創設が議論されたが, その設立は競争・社会秩序政策上の理由から, とりわけ国家的支配構造が生み出されるという理由から否定されたと言われる。東ドイツ閣僚評議会が制定した1990年3月1日の「信託公社設立令」の規定はこれと同じ方向を目指していたとも述べられている。同論文が指摘したように, たしかに設立令では, 公社は経済指導的機能を遂行しないということが定められていた²⁹⁾。

同論文は, 次のような提言を展開している。すなわち, 東西ドイツ双方は連合協定において, 従前の人民所有財産は原則として市場経済的秩序の中で適切な法的形態により私的所有へ移されるものとするすることで, 合意に至っている。「この前提のもとで, 西ドイツの市場経済の中で発展し試されたモデルが東ドイツでの経済的事情の特別な条件のもとで適用されるべきである」と前置きし, この前提を実現することができるモデルが上記「資本参加会社」(UBG) モデルであると力説する。すなわち, 人民所有企業は経済的に有意義な方式で解体され, 適切な法形態へ移され, この改組で生まれた会社の財産権を遷移期間中は新設の信託機関 (Treuhandanstalt) こと信託会社 (Treuhandgesellschaft) が引き受ける。信託会社の統括機関は権能を付与され, 人民議会に対して責任を負うものとする。財務大臣と経済大臣が信託

26) Gesetz über Unternehmensbeteiligungsgesellschaft vom 17.Dezember 1986, BGBl I, S.2488. なお企業参加会社については, 小林量「西ドイツ法における企業参加会社制度」『法政研究』第55巻第24号, 1989年3月を参照のこと。

27) ここでは, 敢えて信託機関 (Treuhandanstalt) と和訳する。というのは, 特殊法人としての「公社」ではなく, 信託会社として構想されているからである。

28) Stellungnahme zur Gestaltung der Anstalt zur treuhändischen Verwaltung des Volkseigentums (Treuhandanstalt) nach dem Muster einer Unternehmensbeteiligungsgesellschaft (UBG) der Bundesrepublik Deutschland, Diskussionspapier, Mai 1990, in: Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Band 1, 1994, S.207-212.

29) 拙稿「ドイツ信託公社の誕生の軌跡 — 初期信託公社の設立と限界 (2) —」『山口経済学雑誌』第57巻第2号, 2008年7月, 78頁以降を参照のこと。

会社の統括機関の法律上のメンバーとなる。この信託財産の譲渡については信託会社に認可権が留保され、譲渡は厳密な経営経済的評価に基づいてのみ可能なものとする。信託会社は西ドイツの「資本参加会社」(UBG)に範を取って事業を行い、株式や持分証券を発行することができるものとする、としている。東ドイツ市民と会社財産権との関係に関する提言については、割愛する。次に、公社事業の分権的組織構造について、同討論文の論及に触れたい。

信託機関は法的には資本参加会社として旧国営企業から会社法人へ転換した数千の被資本参加会社 (Beteiligungsgesellschaften) の所有権を引き受けて長期に存続する巨大持株会社 (Super-Holding) となる。それによって、すべての東ドイツ旧国営企業の株式や有限会社持分を一手に保有する唯一の資本保有者 (eine Gesellschafter) の地位を獲得する。複数の持株会社 (Holdinggesellschaften) が信託機関と旧国営企業との間に設けられる限りでは、信託機関は間接的に当該地位を受け取る。

このように、複数の持株会社を創設して、信託機関が間接的に民営化事業を遂行することを否定していない。しかし、この点については、積極的な提案は論じられていない。

さらに討論文によれば、東西ドイツ間の連合協定に盛り込まれた民営化任務は長期的に達成されるものである。他方、「資本参加会社」として信託機関の創設を準備する中で、人民所有企業・コンビナートの総体のもとでは、どうしても必要な不可欠な構造調整が阻害されるとして、人民所有コンビナートは会社法人組織へ転換されなければならない、それは信託機関によって、次の3つのグループに分割されるべきものとする、すなわち：

- ① 競争能力があると予想される企業、
- ② 再建を要し、また同時に支援の限りで再建可能である企業、
- ③ もはや再建が可能ではないと予想される企業。

しかし討論文は、次のようにも述べる。目下、資料の不備から、どのように企業が各グループに分かれるのかについては、判断を下すことができない。しかし相当の部分、恐らく三分の一が第二ないし第三グループに入るものと

考えられる。第一グループに属す健全な企業にも、第二グループに属す再建に値する企業にも、信託機関は出資者として増資あるいは損失補填のために金融資金を準備しなければならない。この資金は健全な会社が配分する配当金とは無縁のものであろう。信託機関が健全な企業を全て、あるいは部分的に、提携や広く分散的な売却の範囲内で譲渡する場合にのみ、この金融資金は財政負担なしに処理されることができよう。このやり方を探ると、結局のところ、資本参加会社（UBG）たる信託機関の枠内に経済的に問題を抱える企業が集まることになるであろう、という。さらに東ドイツ経済の再建需要は、少なくとも5年から10年の間に信託機関の資本持分売却から生まれる譲渡益よりも大きいものである、と見ている。

以上のように、同討論文は、UBGモデルに従って巨大な持株会社として信託機関を創設し、この持株会社たる信託機関が法律上では、会社法人へ転換したすべての東ドイツの旧国営企業の株式や有限会社持分を一手に保有する「唯一の資本保有者」として民営化事業を推進すべきとしている。

すでに検討してきた通り、信託公社（機関）創設による民営化事業構想には、国家による中央集権的な産業統制を忌避する思想的潮流が伏在していた。なぜ、ローヴェーダーはそれを否定したのであろうか。

(2) ローヴェーダーの信託株式会社不要論

「ローヴェーダーは株式会社への組織細分化（Untergliederung）を不要なものと思ふ」との見出しで、1990年8月27日付けの経済新聞紙『ハンデルスブラット』（Handelsblatt）は、信託株式会社を介した信託公社の民営化事業組織に関するローヴェーダー総裁の見地を掲載した。同記事は信託公社ドキュメント第1巻に収録されている³⁰⁾。記事によれば、ローヴェーダー総裁は同職就任（1990年7月3日）から2ヶ月弱が過ぎた8月25日と26日、東ベルリンで旧国営企業や旧コンビナートの200人に上る経営者を集めた集会でそれを表明したとある。ローヴェーダーは、8月30日に予定される信託公社管理評議会の会議で新しい組織計画が討議に付されるとして、「東ドイツ経済

30) Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Band 1, 1994, S.232.

の再建のための出発姿勢を楽観的に判断した」と言う。それによれば、ローヴェーダーの見地は、次のようなものであった。

任務達成のための「広がる下部組織」(breitgelagerte Unterorganisation)が「分権的な出先機関」(dezentrale Außenstellen)で民営化を進める方式よりも優れて適しているとは言えない。大規模な官僚主義的機構(Apparat)は摩擦を生みかねない。尽瘁の目指すところは信託公社の事業効果を最大限に上げることである。信託法の条規に定められた公社の組織形態、とくに株式会社の創設を取り止めても法律上の抵触とはならない³¹⁾。信託公社の理事会(Vorstand)は5人の理事で構成され、ローヴェーダー(在任期間1990年8月29日-1991年4月1日³²⁾)を最高責任者に頂いて、K.シルナー(Karl Schirner, 同1990年8月9日-1990年6月30日, 旧職はDaimler Benz AGの関連会社担当部長³³⁾)が1990年9月1日以降の企業民営化を、西ドイツ企業再建の経験を持つK.-P.ヴィルト(Klaus-Peter Wild, 同1990年8月9日-1994年12月31日)が地域経済構造政策(regionale und sektorale Strukturpolitik)を担当し、二人の東ドイツ出身者のうち、ハルム(Gunder Halm, 同1990年8月9日-1991年5月31日, 東ドイツ国民民主党NDPD代表, デメジュール政権下の軽工業相)が労働市場と社会政策を、そしてW.クラウゼ(Wolfram Krause, 1990年7月15日-1992年6月26日, 90年6月30日まで初期信託公社統括部副議長)が公社財務部門を担当することになる。また信託公社の出先機関も職員の入れ替えを含めて再編成され、現場に決定権が委譲され、それによって東ベルリンのアレクサンダープラッツに置かれた公社本部が中小企業の振興のあり方を再検討しなくてすむ。とくに重視されることは、任務の達成にあたって東ドイツ企業に資本参加を行うことである。このようにローヴェーダーは明言したといわれる。

つまり、信託公社による民営化事業を預かるローヴェーダー総裁と4人の

31) *Ebenda*, S.232.

32) 在任期間は筆者挿入 (Vgl. Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Band 2, 1994, S.497).

33) Cf. Daimler-Benz AG: Annual Report 198, July 4, 1990, p.4; Vgl. Seibel, Wolfgang: *Verwaltete Illusionen. Die Privatisierung durch die Treuhandanstalt und ihre Nachfolger 1990-2000*, Frankfurt/New York: Campus Verlag, S.126-128.

理事は、中央集権的な組織構造を求めたわけではなく、また分権的な組織構造を信託法に定められた複数の持株会社を介して実現する形態よりも、地域に置かれる出先機関に権限委譲を行うことでそれを構築する方が合理的であるとの判断を採ったと言えよう。

おわりに

本稿では、信託公社定款、信託法施行令、および信託法と民営化の現実について、検討した。委細については、本稿本文に譲ることとして、次の点に注目しておきたい。すなわち、東ドイツ企業の民営化は、東ドイツの人々によって制定された信託法に基づいて、信託公社の創設をもって取組まれることとなったが、信託公社の最高執行機関こと理事会を構成した5人の役員のうち、3人は西ドイツから経営手腕を買われて招かれた経営再建の実力者であった。ローヴェーダーが統裁する理事会は、信託法で描かれたところの、信託株式会社を介する分権的組織構造を選択せずに、出先機関を介する分権的組織構造を採用することになった。信託株式会社モデルが否定された背景には、何があったのであろうか。それについての検討は、次稿に機会を得ることとする。